

第5回南陽市上下水道審議会議事録

日時：令和5年8月2日（水）13：30～14：20

場所：南陽市水道庁舎2階研修室

出席：菅野直彦委員（会長）、丸森周平委員（副会長）、島津善衛門委員、黒沼仁委員、山田久代委員、松田卓也委員（リモート）

欠席：竹田耕平委員

事務局：佐藤上下水道課長、島貫課長補佐、木村お客さま係長、菅野経営係長、深瀬主任、大宮主任

1. 開会

（事務局）

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、只今より「南陽市上下水道審議会（第5回）」を開会いたします。なお、本日は、松田委員はリモートでのご参加、竹田委員は都合によりご欠席となっておりますので、ご了承願います。

それではお手元の次第によりまして進めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

（会長）

皆様、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

何回か上下水道審議会を開催させていただきまして、上下水道課の皆様方のご苦勞といえますか、資料等作成することに関して大変感服しておりますし、頭が下がる思いでございます。大変ありがとうございます。これを軌道に乗せるまで、一つご協力をお願いしたいということでございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

3. 議事

（1）水道料金の改定答申書（案）の説明

（議長）

では、水道料金の改定答申書案の説明ということで事務局のほうから御説明お願いいたします。

（事務局）

経営係長の菅野でございます。

水道料金の改定答申書案についてご説明させていただきます。1枚目につきましては、提出にあたっての添書になりますのでご覧いただきたいと思っております。2枚目から答申案の内容になります。こちらにつきましては、審議に至った経緯が記載されております。それに対して答申するものとなります。1. 始めにということで、この度の料金改定については、料金水準の議論ではなくて、公平性の高い料金体系に移行することが目的で、それに対する意見を述べるものです。3枚目、2. 水道料金改定の必要性についてですが、現在の用途別料金ですと、基本料金を超えて使用されている方につきましては、1立方メートル当たり220円の単価になりますが、基本料金より少ない方については、基本料金分を必ずお支払いいただくこととなりますので、1立方メートル当たりの負担は割高になり、公平性の面で難があると記載しております。

3. 口径別料金体系の料金案になりますが、審議会の経緯について記載しております。当初案としてお示した内容について、移行に伴って負担が増す方の負担割合が大きいといった審議会委員の皆様のご意見もあり、改めて精査した上で再度提案させていただきました。その内容について影響の上限は2割を下回ることや、地域集会施設については独立した料金を設けるといった内容について記載しました。その上で料金改定にあたり、委員の皆様から頂いた意見を、付帯意見として4つ掲げておりますので4枚目をご覧ください。

4. 付帯意見、(1) 市民に対し、十分な制度周知期間を設け、料金改定の趣旨と内容、今後の料金水準の引き上げ予定を判りやすく説明すること。(2) 口径に対して水道需要の少ない、特異な事例に該当する使用者について、個別に料金改定の影響を丁寧に説明すること。(3) 負担の上昇割合に関わらず、月額数万円単位で負担が増加する利用者について、個別に丁寧な説明を行うこと。(4) 料金改定によって生じる収益の減収分は、可能な限り経費削減に努めて解消を図ること。以上4つの付帯意見ということでまとめさせていただきました。

5. 水道料金表ということで、現行と改定案を記載しております。なお、改定案の方に私設消火栓を記載しておりますが、10分毎に4,400円ということで、これまでと変わらない料金ということで掲げております。料金改正の議論には出てきておりませんでした。ご了承くださいたいと思います。

6. 審議の経過を記載しております。それぞれの審議会の開催日、審議の内容について記載しております。

7. 南陽市上下水道審議会名簿ということで、地区長連絡協議会会長が年度変わりで交代されましたのでまとめて記載しております。以上答申案につきましてはご覧の内容になります。ご確認よろしくお願いたします。

(2) 内容確認、修正意見集約

(議 長)

ご説明ありがとうございます。内容ご確認いただき、ご意見等あればお願いたします。

(委 員)

4. 付帯意見の(2)に個別に丁寧に説明すると記載ありますが、了解できない場合はどう対応されますか。特に基本料金より少ない方に対する説明が難しいかと思えます。

(議 長)

件数がそこまで多くないので、ターゲットを絞って説明可能ではないでしょうか。

(事務局)

前回の資料の中で、19%上がる方が2名いまして丁寧な説明はしたいと考えております。了解しないと言われることは想定しておりませんが、料金改定の経緯や口径を下げる等の相談についても対応したいと考えております。

(委 員)

今回の料金改定関係なしに、口径別にすることによって、口径を小さくしたいといった方への手立ては必要かなと思えます。

(事務局)

当初は、何らかの対応できないか検討はしていました。相談窓口は当然設けるつもりで

いましたが、口径については、水栓の状況や水利計算等で設置しているので、今の設備に合致すれば小さくできますが、そうでなければ水圧が弱くなり難しいと思われます。

(委員)

水量のある個人商店から家庭用に用途が変わるケースは多々あると思います。辞めて2人で生活している場合もあると思います。もう少し時間があるので検討してみてください。

(議長)

補助金というやり方もありますが、以前と加えて用途がもう変わっているので、一番小さいメーターにみなすとか、みなし規定が適用できるかどうかで対応してはいかがでしょうか。補助制度は難しいかと思います。過去に水道管理設した状況と、現在の用途が違う方がどのくらいいて、それに対してみなし規定といいますか、条例が作れるかどうかかかと思ひます。

答申書には記載されませんが、市ではそういう措置を検討していますと対応に備えておく必要があります。

(委員)

そういった措置があれば、市民からの相談があればスムーズに対応できるので良いのではないかと思います。

(委員)

口径別にして極端に何千円も違うわけではないかと思いますが、年金の2人暮らしの方もおり考えないといけないと思ひます。

(委員)

ただ、口径別にしてもそこまで料金に差がないため、口径変更の工事をして、工事費の元をとるに何年かかるのかとは思ひます。

(議長)

ですから、みなし規定が宜しいのではないのでしょうか。そうすれば工事せずに当事者からの申請で対応できます。ご検討いただきたいと思ひます。

付帯意見について4つありますが、2、3つにまとめられないのでしょうか。変更することにより、もう一度会を開く必要がありますでしょうか。

(事務局)

答申書に変更が生じれば、再度確認いただく必要があります。付帯意見についてはまとめられるように検討したいと思ひます。

(議長)

付帯意見を集約するだけなので、再度集まる必要はないかと思ひますが、皆様いかがでしょうか。

賛同いただきました。

みなし規定等については、答申書を提出した後の話になりますので、ご検討いただきたいと思います。

それでは、この答申書で提出するというごことでご異議等ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議 長)

付帯意見についてのみ修正いただき、この内容で進めていただくこととなります。

(3) 答申書提出日の確認

8月24日(木) 午前11時00分～ 会場：市長公室

出席：会長、副会長

(4) その他

(議 長)

答申書提出を以て、審議終了並びに委員解任と致します。

5. 閉会

(事務局)

議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、広報についてご意見を賜り、感謝申し上げます。

ご意見を参考に、周知の回り方を詰めてまいります。

それでは、以上をもちまして「南陽市上下水道審議会」を終了いたします。

長期にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。